

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな						
氏名又は名称	(通称名:)					
代表者氏名						
住 所						
電話番号						
届 出 内 容						
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員) ② 代表者 ⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力 ③ 営業所の名称及び位置 ⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力						
記載欄	営業所名	新		旧		
①						
②						
③						
④		軽(普通)	両 (名)	軽(普通)	両 (名)	
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)	
	二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)		
⑤	位 置		位 置			
	営 業 所 か ら の 距 離	m	営 業 所 か ら の 距 離	m		
	収容能力	m ²	収容能力	m ²		
⑥	位 置		位 置			
	収容能力	m ²	収容能力	m ²		
☐ 廃止届出 ☐ 譲渡届出 ☐ 分割届出 ☐ 合併届出 ☐ 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)						
変 更 理 由 等						

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿
宣 誓 書
☐ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
☐ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
☐ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。
令和 年 月 日
住 所
氏 名
(名称)

軽貨物 住所変更の場合の記載方

提出する日を記載

事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

変更予定日を記載

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日		令和 7 年 4 月 1 日	
ふりがな	きんき たろう				
氏名又は名称	近畿 太郎		(通称名: 近畿配送)		
代表者氏名					
住 所	大阪府寝屋川市高宮栄町●●-×				
電話番号	072-●●●-××●●				
届 出 内 容					
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)					
② 代表者 ⑤ 自動車車庫の位置(土地・建物)					
③ 営業所の名称及び住所 変更後の届出内容を記入 従来からの届出内容を記入					
記載欄	営業所名	新	旧		
①		寝屋川市高宮栄町●●-×		大阪府大阪市中央区大手前●●-×	
②					
③		寝屋川市高宮栄町●●-×		大阪府大阪市中央区大手前●●-×	
④	本店	軽(普通)	1両 (名)	軽(普通)	1両 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二 輪	両 (名)	二 輪	両 (名)
⑤	位 置	寝屋川市高宮栄町●●-×		大阪府大阪市中央区大手前●●-×	
		営業所からの距離	0 m	営業所からの距離	0 m
		収容能力	8 m ²	収容能力	8 m ²
⑥	位 置	寝屋川市高宮栄町●●-×		大阪府大阪市中央区大手前●●-×	
		営業所からの距離	0 m	営業所からの距離	0 m
		収容能力	10 m ²	収容能力	10 m ²
☐ 廃止届出 ☐ 譲渡届出 ☐ 分割届出 ☐ 合併届出 ☐ 死亡届出 (該当する口欄にチェックを入れる)					
変 更 理 由 等					
引越しをしたため 理由をご記入ください 住所を変更された場合、営業所・車庫・休憩室も併せて変更になりますので、忘れず記入してください。					

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名
内容を確認し3つとも☑を入れてください	
運輸 支局長 殿	
宣 誓 書	
☒ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
☒ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
☒ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
令和 7 年 4 月 1 日	
提出日をご記入ください	住 所 寝屋川市高宮栄町●●-×
	氏 名 近畿 太郎
	(名称)

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー・（ ）〕		
使用者の名称 （事業者名）		所属営業所名	
使用者の住所 （事業者の住所）		使用の本拠の位置 （営業所の位置）	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）
	※登録完了印・登録官印		
	〔型式〕新車の場合（諸元表の写しを提示）		
	〔車体番号〕中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示）		
	① 自動車の年式 H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	① 自動車の年式 S・H・R 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. <u>新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。</u> 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL — —		

事業用自動車等連絡書

記載例:住所変更の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※発行番号 第 号
発行日 平成 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー（ ）〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿 太郎	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	大阪府寝屋川市高宮栄町●●一×	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	大阪府寝屋川市高宮栄町●●一×
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	この欄には何も記入しないでください		
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)		
	〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示) S123V-456789		
	①自動車の年式・・・ H ・ R 27 年式	①自動車の年式・・・ S ・ H ・ R 年式	
	②旅客自動車・・・乗車定員 人	②旅客自動車・・・乗車定員 人	
	自動車長さ cm	自動車長さ cm	
	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種 軽)	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)	
	最大積載量 350 kg	最大積載量 kg	
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※旧住所:大阪府大阪市中央区大手前●●一×		
	旧本拠:大阪府大阪市中央区大手前●●		車検証に記載している住所、本拠を書く
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印		
輸送部門 (企画輸送部門)	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあつては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。		
	発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733		